

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 2 1 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 2 月 2 8 日)

○開催日時 令和 4 年 2 月 2 8 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 1 0 1 ・ 1 0 2 大会議室

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法)
日程第 2	報告第 2 号	農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準)
日程第 3	報告第 3 号	農地法第 4 条許可書の交付について
日程第 4	報告第 4 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
日程第 5	議案第 1 号	別海町農用地調査評定委員の委嘱について
日程第 6	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について
日程第 7	議案第 3 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 4 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 9	議案第 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 1 0	議案第 6 号	別海町農用地利用集積計画の決定について
日程第 1 1	議案第 7 号	現況証明願いについて
日程第 1 2	議案第 8 号	別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について
日程第 1 3	その他	別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について

○出席委員（27名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	20番	浦	山	宏	一
21番	山	田	良	雄	22番	押	田	賢	二
23番	林		武	雄	24番	伊	藤	一	吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（なし）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	椋	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

14番	羽	石	健	一	15番	加	藤	和	広
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.4番 羽 石 健 一 ⑩

議席1.5番 加 藤 和 広 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 8 件、その他 1 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 21 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 27 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。14 番羽石委員、15 番加藤和広委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は 1 件でございます。本年 1 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。今後の取扱いについては後の議案第 6 号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、

一 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、番地、。あっせん委員、山田委員外 8 名。あっせん結果、

成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1 号につきまして、2 2 番押田委員お願いいたします。

○2 2 番 押田委員

はい、説明いたします。 さんの先月不成立になりました案件です。5 年後に買取を予定しているのは新規就農者であり、 さんの牧場で 1 月から夫婦 2 人で就農して頑張っていますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第 1 号について委員説明が終わりました。それでは報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 2 号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第 8 第 2 項第 3 号の規定により報告する。本件は 1 件ございます。農地所有者の申出により、新たに所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 6 号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地 、 。あっせん委員、山田委員外 8 名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号につきまして、22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。この土地は報告1号にありました〇〇〇さんの土地で北海道農業公社が買い上げ出来なかった部分です。5年前に〇〇〇さんが北海道農業公社に売却し、〇〇〇さんが北海道農業公社からの貸付を受け、昨年9月に北海道農業公社から買った農地です。北海道農業公社としては売却して間もない農地であることから買い上げすることができず、〇〇〇さんに直接売却することとなったものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第2号について委員説明が終わりました。それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第4条の許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきまして、第1号は令和3年6月22日開催の第13回総会、第2号は令和3年10月29日開催の第17回総会にて御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画における計画変更通知がありました令和4年2月14日としております。以上で報告第3号

の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8 番加藤真純委員。

○8 番 加藤真純委員

1号についてですが、去年の6月総会にかけた案件の許可がこの時期になったのは何故ですか。

○事務局（山下主査）

農業振興地域整備計画変更の手続きが遅れたためです。

○8 番 加藤真純委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は4件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の

定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第5 議案第1号「別海町農用地調査評定委員の委嘱について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

議案第1号、別海町農用地調査評定委員の委嘱について。農用地調査評定委員会設置条例第3条第2項の規定に基づき次のとおり委員を委嘱する。

本議案は、土地基盤整備事業及び経営の合理化に関する事業等を適正かつ円滑に推進し、農業の健全な発展を図るため、別海町農業委員会の附属機関として設置される農用地調査評定委員会の委員について委嘱するものです。

本議案につきましては、別添資料の2ページにあります委嘱予定者の情報も併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

委嘱予定者、氏名、坂本和平。生年月日、年月日。住所、
番地の。氏名、藤本繁樹。生年月日、年月
日。住所、番地の。氏名、栗野勇。生年月日、
年月日。住所、番地の。氏名、富田誠一。生
年月日、年月日。住所、番地の。
氏名、佐々木靖裕。生年月日、年月日。住所、
番地の。

任期、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。

ここで、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年7月29日から令和8年7月28日。合意解約成立の日、令和3年12月14日。土地の引渡しの時期、令和3年12月15日。解約の理由、合意解約。

次号から4号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。契約期間、令和2年6月30日から令和7年6月29日。合意解約成立の日、令和4年2月8日。土地の引渡しの時期、令和4年2月9日。

第3号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。契約期間、平成25年12月2日から令和5年9月29日。合意解約成立の日、

令和４年２月４日。土地の引渡しの日、令和４年２月７日。

第４号、貸人、同上。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外筆、計[]㎡。契約期間、平成３０年５月１日から令和５年２月２８日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの日、同上。

以上で議案第２号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第２号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで、３号につきましては[]委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは議案第２号の３号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第２号の３号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[]番 []委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

ここで議案第２号の３号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第２号の３号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号3号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和4年3月25日から40年間。次号から第9号までの許可を受けようとする理由については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 m²。貸借期間、令和4年3月25日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 m²。貸借期間、許可日から定めないものとする。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 m²。貸借期間、令和4年3月25日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 － 外 筆、合計 m²。貸借期間、令和4年3月25日から定めないものとする。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。貸借期間、令和4年3月25日から40年間。次号から第8号まで貸借期間は同文ですので朗読を省略いたします。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地、[]。借人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。貸借期間、令和4年3月25日から20年間。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては8番加藤真純委員。2号につきましては6番藤田委員。3号につきましては25番竹花委員。4号と5号につきましては14番羽石委員。6号から8号につきましては7番中洞委員。9号につきましては16番内藤委員。

それでは1号につきまして、8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。個人から法人に貸している使用貸借の更新案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明いたします。使用貸借の期限が到来することによる再設定です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして3号を25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

はい、説明いたします。令和2年度に個人で北海道農業公社から買った農地を法人に使用貸借する内容です。今後も継続的に利用するものと思われます。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして4号と5号を14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

まず第4号の説明です。[]さんが自分の法人に農地を使用貸借していましたが、貸借期間の期限到来に伴い再設定するものです。次に第5号ですが、[]さんが自分の法人に使用貸借している農地の貸借期間の期限がきましたので再設定するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして6号から8号を7番中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。6号から8号まで全て、個人から法人への使用貸借期間満了に伴う再設定です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして9号を16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、説明いたします。これまでも使用貸借しておりましたが、期限が到来しましたので再設定するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第3号について質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではない

と判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、バイオガス発電施設建設。計画内容、発電施設外、[] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地[]、[]
[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、従業員住宅建設。計画内容、住宅外、[] m^2 。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者氏名、[]番地の[]、[]
[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の[]、[]
[]。次号から第7号まで、目的、転用基準、許可理由、土地利用計画は同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用者氏名、[]番地[]、[]
[]。

第5号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用者氏名、[]番地の[]、[]
[]。

第6号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用者氏名、[]番地の[]、[]
[]。

第7号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。計画内容、牛舎外、[] m^2 。転用者氏名、[]番地の[]、[]
[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては4番市川委員。2号につきましては18番藤井委員。3号と4号につきましては6番藤田委員。5号につきましては19番木幡委員。6号と7号につきましては14番羽石委員。

それでは1号につきまして、4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい、説明いたします。昨年暮れに大内委員と中村委員とで現地を見てまいりました。場所は既存のバイオガス発電施設の隣接地であり、営農に影響ないと思います。代表取締役は話を聞いたところ、ガスが余っているため、さらに発電施設を建設したいとのことでした。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、説明いたします。昨年11月の現地調査で木幡委員と羽石委員とで見てまいりました。道路に面した角の部分で、面積も最小限であるため問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして3号と4号を6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい、説明いたします。まず3号ですが、昨年10月19日に加藤和広委員と伊藤委員とで現地調査してきました。現在放牧地になっている場所に、クラスター事業で牛舎やラグーンを建設する予定です。次に4号ですが、こちらと同じ日に現地調査を行いました。既存施設の横に、クラスター事業で牛舎等を建設する予定です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして5号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、説明いたします。11月17日に藤井委員と羽石委員と現地を見てまいりました。この土地は[]さんから以前購入した農地ですが、転用場所としては、[]さんの牛舎の隣接地であり、問題ないものと見てきました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして6号と7号を14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。6号ですが、昨年11月17日に木幡委員と藤井委員と現地調査してまいりました。既存施設の隣接地にクラスター事業で農業用施設を建設するもので、問題ないと感じてきましたのでよろしくお願いします。次に7号ですが、これも同じ日に現地調査してまいりました。既存のロボット牛舎の隣接地に、クラスター事業によりもう1棟建設するもので、こちらも問題ないと感じてきましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外[] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第5条第2項。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地の[]、[]。

次号から4号までの契約内容は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆。面積、[] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外[] m^2 。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名は前号と同じです。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、山砂採取。計画内容、山砂採取量[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]、砂利採取販売業、[]。

第4号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[] m^2 。目的、熱気球搭乗体験イベント。計画内容、発着場[]

㎡。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、
、。転用者氏名、番
地の、。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号及び2号につきましては、14番羽石委員。3号につきましては、19番木幡委員。4号につきましては、2番山崎委員。

それでは1号及び2号につきまして、14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。1号、2号ともに昨年11月17日に木幡委員、藤井委員と現地調査をしてまいりました。1号、2号とも同じ建設地での育成センターがある施設に隣接している畑で、さんとさんの土地がかかっているもので、問題はないと見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続いて、3号につきまして19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、説明いたします。昨年11月17日に藤井委員、羽石委員と見てまいりました。これは継続案件であり、昨年採っていて今年も採るということで問題はないと見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を2番山崎委員お願いいたします。

○2番 山崎委員

はい、2月18日に山田委員、藤井委員、事務局2名とで現地確認してまいりました。場所につきましては、別海鶴舞町に位置する雪印乳業から東北東へ約500m行ったところの牧草畑です。使用する目的が耕作ではなく、畑を利用して利便を得る事で、一時的にせよ権利が移動する流れです。また、砂や土の採取に伴う一時転用とは違い、冬場に雪を覆っての利用となり、特に元に戻す行為もございませんので問題ないと思って見てまいりました。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

(10時50分から11時00分まで休憩)

◎日程第10 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で6件ございます。内訳は所有権の移転が3件、利用権の設定が3件でございます。それでは所有権の移転から朗読いたします。

所有権の移転の第1号及び第2号については報告第1号及び第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年3月1日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年4月13日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から3号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引き渡しの時期、当事者間の法律関係は同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[]円。対価の支払い期限、令和4年3月31日。

第3号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－外筆、計[] m^2 。所有権の移転をする者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[]円。対価の支払い期限、令和4年11月30日。調整委員、市川委員、中村委員。続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－外筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年3月1日。終期、令和5年9月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払い

方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、山田委員、齊藤委員。

次号から3号までの内容、利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]
[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、同上。終期、令和5年2月28日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、同上。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、同上。始期、令和4年3月2日。終期、令和9年3月1日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年7月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、石毛委員。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。ただし所有権の移転の第1号及び第2号につきましては、報告第1号及び第2号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

所有権の移転の3号につきましては4番市川委員。利用権の設定の1号につきましては21番山田委員。2号につきましては11番芳賀委員。3号につきましては15番加藤和広委員。

利用権の設定の1号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。先ほど合意解約のあった土地です。[]さんは現在北海道農業公社から一時貸付を受けており、長男の[]さんに経営移譲されたのでそれに伴う利用権設定者の変更です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の利用権の設定の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の利用権の設定の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは所有権の移転の3号につきまして、4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい、[]さんの土地なのですが、7年ほど前に旦那さんが亡くなった際に本地は保有合理化事業で売買をしました。今回、旦那さんの形見として残っていた住宅周りの土地を、草地更新をしなくてはならない関係から手放すということで調整を行ったところ、今まで賃貸借で使っていた[]さんが買い取ることとなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の2号について、11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、ご説明いたします。2号で解約された案件なのですが、本人名義で賃借していた北海道農業公社からの貸付を、法人設立に伴って残り1年余りを法人名義にしたいということです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして3号を15番加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。3号は継続案件でして、同じ条件で5年間賃貸することになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号の利用権の設定の1号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 6 号の利用権の設定の 1 号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 1 1 議案第 7 号

○議長（小野会長）

日程第 1 1 議案第 7 号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 7 号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は 1 件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、 — 、面積 ㎡。利用状況、山林。所有者、 番地の 、 。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 7 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは 1 号につきまして 1 8 番藤井委員お願いいたします。

○1 8 番 藤井委員

はい、御説明いたします。1 8 日に山田委員、山崎委員と事務局で見てまいりました。かなり太い松が生えておりまして、それを切って新たに植林をするということで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 7 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 7 号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 1 2 議案 8 号

○議長（小野会長）

続きまして日程第 1 2 議案第 8 号「別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（機木主幹）

議案第 8 号、別海町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農業委員会事務局規程（昭和 3 0 年別海村規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

3 7 ページから 4 0 ページまでが改正文になりますが、改正内容につきましては別冊の議案資料でご説明させていただきます。議案資料は 2 1 ページからになります。

こちらは新旧対照表になっており、右側が改正前、左側が改正後でございます。事務局規程は、農業委員会等に関する法律に基づく事務分掌及び事務処理に関し必要な事項を定めている規程です。今回の改正は法の改正によるものではなく、現状に合わない条文や様式が長く改正されていなかったため、町の事務規則を参考に現状の事務処理に合わせて整理したものです。3 1 ページまでが改正の内容になりますが事務処理に関する規程であり、委員の皆様に係る部分はないので、修正箇所ごとの説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（小野会長）

はい、議案第 8 号の事務局説明が終わりました。ここで議案第 8 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 8 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 1 3 その他

○議長（小野会長）

日程第 1 3 その他「別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（機本主幹）

その他、別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について。別海町産業後継者対策相談所規約第13条に規定される対策相談員の任期満了に伴い、次期対策相談員を次の通り選出する。

1 氏名、加藤真純、中春別推進委員会。2 任期、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

選出にあたり、これまでの経緯についてご説明いたします。

始まりは平成11年度に農業委員会から酪農後継者結婚対策に積極的に参画したいとの申し出をして、平成11年に協議決定、平成13年度から相談員を選出しております。4名を希望したところ2名の枠が当たったそうです。最初の相談員は当時の清水会長と相澤代理で、その後は特に地区で回していたわけではなく、上春別地区と西春別地区の委員が続いておりました。令和元年度に相談員が1名に減員となったタイミングで、平成31年2月総会において別海、中春別、西春別、上春別の順で持ち回りとすることを決定しております。現在の相談員は別海地区の山田委員長ですが、来月末で任期満了となりますので、次の順番で中春別地区から加藤委員長を選出するものです。

なお、相談員の任期中に農業委員の任期を迎えますので、農業委員を再任されなかった場合については同じ地区から後任の相談員を選出することになっております。以上です。

○議長（小野会長）

はい、その他についての事務局説明が終わりました。ここでその他につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、その他を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。これをもって、第21回総会を閉会します。